

## 令和5年度 長和町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託 実施要項

### 1 業務名

令和5年度 長和町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託

### 2 実施要項について

「令和5年度 長和町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託実施要項（以下、「本要項」という。）」は、長和町（以下、「本町」という。）が「令和5年度 長和町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託（以下、「本業務」という。）」に係る優先交渉権者を選定するに当たり、事業の概要や公募によるプロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の手続方法等について必要な事項を定めるものである。

### 3 事業の趣旨・目的

本町では、令和元年6月に開催した20カ国・地域が集まるG20エネルギー・環境関係閣僚会合が開催されたことを機にゼロカーボンへの機運が高まり、令和4年8月、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。そして、長和町の美しき耀きを後世へ引き継ぎます。」と宣言した。この宣言に基づき、2050年ゼロカーボンを達成するためには再生可能エネルギーの最大限の導入を図っていくことが重要である。

本業務では、環境省の補助金である「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、2050年の「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた基礎調査として、本町の温室効果ガス排出量の将来推計、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を調査・分析し、本町の2050年脱炭素社会の将来像及びそこに向けた脱炭素シナリオ、再生可能エネルギーの導入目標等を検討し、再生可能エネルギーの最大限導入のための計画策定することを目的とする。

### 4 業務内容

別紙「令和5年度 長和町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載の内容とする。

### 5 予算額（提案限度価格）

金9,561,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意する。

## 6 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日（水）まで

## 7 選定方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 選考は、評価基準書に基づき、提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととする。
- (3) 審査は書類審査とし、業務実績、業務実施体制、提案内容等を審査基準に基づき、総合的に審査する。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は、参加者全てに通知する。

## 8 注意事項

本業務は、環境省補助事業である「令和4年度（第2次 補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して行うものであり、提案にあたっては、同補助金交付の趣旨を理解したうえで業務企画を提案すること。

## 9 参加資格

- (1) 本プロポーザルは、単独事業者による参加又は共同企業体による参加を認めることとする。  
共同企業体での参加の場合、共同企業体入札参加申請書（任意様式）、共同企業体構成員資格調書（任意様式）、共同企業体協定書（任意様式）を提出すること。
- (2) 参加資格要件  
単独事業者による参加申込みの場合は、次の①から⑧の要件全てを満たす者とする。また、共同企業体による参加申込みの場合は、⑨の要件を満たす者とする。
  - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
  - ②募集開始日に長和町建設工事入札制度要綱による指名停止等を受けていないこと。
  - ③長和町暴力団排除条例（平成25年長和町条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
  - ④国税等（すべての税）の滞納がないこと。
  - ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。

- ⑥契約締結日には、長和町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑦長野県内に本社もしくは支店を登記している企業であること。
- ⑧過去5年間において、長野県内で本案件と同程度と認められる業務の履行実績（平成30年度から令和4年度までに完了した業務）があること。
- ⑨共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。
  - ア 共同企業体は3者以内で構成されていること。
  - イ 共同企業体の代表構成員が申込み者であること。
  - ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。
  - エ 共同企業体の代表構成員については、上記①～⑦の要件を満たし、その他構成員については、上記①～⑤の要件を満たしていること。また、⑧については代表構成員を含む全ての構成員のうち少なくとも1者以上が満たしていること。

## 10 日程

①	公募開始	5月25日（木）
②	質問受付期限	6月5日（月）正午まで
③	質問回答	6月8日（木）
④	参加申込書の提出期限	6月9日（金）午後5時まで
⑤	提案書等の提出期限	6月26日（月）正午まで
⑥	プレゼンテーション・ヒアリング審査	6月29日（木）
⑦	審査結果通知	6月30日（金）予定

## 11 質問

質問については以下の要領に従い質問を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 質問書（様式任意） 1部

### (2) 受付期間

6月5日（月）正午まで

### (3) 提出方法

会社名、担当者の所属、担当者名、電話番号、メールアドレス、質問及び質問内容を端的に表す表題を明記し、事務局（提出先）に電子メールで送信すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

### (4) 質問の回答

提出された質問についての回答は、6月8日（木）までに全ての質問に対する回答を送付先メールに返信する。その回答をもって、本要項等の追加又は修正とみなす。ただ

し、公表することが適切でないと判断される質問等については回答しない場合もある。

## 12 参加・辞退

本プロポーザルに参加しようとするものは以下の要領に従い参加申込書（様式 1-1・1-2）を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1-1 及び様式 1-2） 1 部

### (2) 提出期限

6 月 9 日（金）午後 5 時まで

### (3) 提出方法

PDF（\*.pdf）又はワードファイル（\*.docx）を添付し、事務局（提出先）に電子メールで送信すること。なお、送信後、事務局に到着確認の電話をしてもよい。

### (4) 参加辞退

参加申込後、何らかの理由により本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、提案書類の提出期限までに会社名、担当者の所属、担当者名、電話番号、メールアドレス、参加承諾を取り消す旨とその事由を示した参加辞退届出書（任意様式）を提出すること。

### (5) 参加表明後の参加資格要件の変更

参加申込書の提出から契約の締結日までの間に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、原則として失格とし、交渉権の取消等を行うことがある。ただし、共同企業体の代表構成員以外が参加資格要件を欠いた場合については、本町がやむを得ないと認められた場合に限り参加資格要件を満たす企業に変更することができる。

## 13 提案

参加申込した事業者は、次のとおり提案書等を作成し提出すること。原則として、提案書は 1 者 1 提案とする。また、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

### (1) 提出書類

① 提案書表紙（様式 2-1 及び様式 2-2）

② 提案書

(ア) 業務実施体制及びスタッフの業務経歴（様式 4）

業務を受託した場合の業務実施体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制、各事業者の役割等）及び業務に従事するスタッフの業務経歴を記述すること。

(イ) 業務の受託実績（様式 5）

過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度）に受託した類似業務の実績を記述すること。なお、記載項目は、業務名、業務概要、発注機関、契約期間、事業規模（金額等）、受注者（単独事業者による参加の場合は記入不要）とする。

(ウ) 業務計画（任意様式）

業務の目的を達成するための業務全体に係る総合的な業務実施計画、業務実施の具体的なスケジュールを記述すること。

(エ) 業務に関する企画等（任意様式）

各業務において、想定する全体フロー図などについて具体的に企画提案すること。なお、提案の中では、企画提案者独自のネットワーク（有識者等）、経験等がどのように生かされるかを分かりやすく具体的に記述すること。

(オ) その他事業者の取組（任意様式）

(イ)に掲げた業務以外で、事業者の再エネ、脱炭素、地方創生等に係る自主的な取組があれば記載すること。具体的には、事業者自身の脱炭素化を進める取組、事業者における地域の資源を活かした再エネの設置事例、地域と協働した脱炭素・地方創生・SDGs等に係る取組等。

③ 参考見積書（様式3）及び内訳書（任意様式）

業務実施に係る見積額（消費税及び地方消費税を含まない。）の内訳が分かるように項目ごとに記述すること。

④ その他添付資料 各1部

会社パンフレット、決算報告書、定款等提出者の概要が分かるもの。共同企業体の場合は代表構成員を含む全ての構成員のものを添付すること。

(3) 提出期限

6月26日（月）正午まで（土日を除く）

(4) 提出先

事務局（提出先）のとおり。なお、送信後、事務局に到着確認の電話をしてもよい。

(5) 提出方法

持参又は書留郵便にて必着のこと。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にて原本及び副本をそれぞれPDF化したデータを提出すること。

(6) 提案書作成上の注意

ア 用紙サイズは、A4（両面印刷、要ページ番号）とし、合計20枚（40頁）以内とする。

イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で1ヶ所留めること。

ウ 企画提案は1事業者1案とすること。

エ 提出期限後の問い合わせや書類の追加・修正は、原則として応じない。

(7) 提出部数

15部（正本1部、副本14部）

(8) その他

提出後、事務局が必要と認める場合は補足資料等の提出を求められることがある。

## 14 プレゼンテーション

### (1) 日時

令和5年6月29日(木) 午後1時30分～

詳細は別途通知する。

### (2) 場所

長和町役場 2階 第5会議室

### (3) 審査委員

町長、副町長、教育長、全課長

### (4) プレゼンテーションの注意

ア プレゼンテーションに出席する提案者は、業務従事担当者を含む1事業者3名以内とする。共同企業体の場合は、1共同企業体計6名以内とする。

イ プレゼンテーションは20分以内とし、その後約10分間の質疑応答の時間を設ける。

ウ プレゼンテーションは、提案書等に記載された内容を逸脱しない範囲で行うこと。

エ プレゼンテーション時の配布資料および投影資料は、提案書等を活用するものとし、追加の資料配布・投影は禁止する(使用する資料については、提案書等に盛り込んでおくこと)

オ 本町はプロジェクター、スクリーン、電源コンセントは用意するが、それ以外に必要な機材(パソコン、ポインター、電源ケーブル等)は参加事業者が準備すること。  
なお、プレゼンテーションの前に5分間の設営時間を設けることとする。

## 15 審査・選定の方法

### (1) 審査方法

提案書及びプレゼンテーションを総合的に審査し、最も評価の高い提案を行った単独事業者又は共同企業体を優先交渉権者とする。

### (2) 評価項目

評価項目等は概ね以下のとおりとする。

評価項目	評価内容	評価の着眼点	配点
提案書に対する評価	取り組み方針の妥当性	事業目的等仕様書に沿った内容で、事業の取組方針が本市のイメージする方向性と一致しているか	5
	地域特性の理解	事業目的等を踏まえた内容で、関連条件との整合性が的確に取れ実現可能な内容になっているか	10
	提案の的確性	地域環境など地域特性を的確に把握し、その特性を十分に引き出す提案がなされているか	30
	提案の独創性	事業効果を高めるための効果的工夫及び独自の提案がされているか	10

	企画提案書及びプレゼン	審査員にわかりやすいプレゼンとなっているか	10
業務実施体制及び実績	管理責任者・担当者	事業を的確に遂行する人材の配置が期待できるか	10
	同種・類似業務の実績・経験	同種又は類似業務の実績を踏まえ、経験や知見が豊富で確かな成果を上げているか	20
価格	提案価格の妥当性	上限額を超えていないか。極端に安価になっていないか。	10
		総合計（満点）	100

なお、仕様書案に沿わない場合や得点が著しく低い評価項目がある場合等は、優先交渉権者に選定しないことがある。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、6月30日（金）までに、全ての参加事業者に文書で通知する。ただし、各評価項目の採点結果及び評価基準は通知しない。

### (4) 契約

審査結果の通知後、優先交渉権者は速やかに町と業務内容についての協議を行い、提案時に提出した見積額を上限として契約を結ぶ。業務内容については、原則として提案時のものを採用することとするが、町の要望に応じて業務内容を変更して契約をすることができる。この時、業務が著しく増える見込みの場合は、事業者は上限提案価格の範囲内で再度見積を提出し、契約金額の交渉をすることができる。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、優先交渉権者との協議を中止し、次に得点の高い事業者を優先交渉権者として順に契約に係る協議を行うものとする。

### (5) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 応募する資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の提出日時を超過したとき。
- ウ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- エ 提案者が当該公募に対して2件以上の提案をしたとき。共同企業体の代表構成員又はその他構成員が別の共同企業体等の代表構成員又はその他構成員として提案した場合を含む。
- オ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 16 その他

(1) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 提出された提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、情報公開請求等

があった場合は、長和町情報公開条例（平成 17 年長和町条例第 18 号）に基づき公開することがある。

(3) 本町に提出された提案書等は、当該審査以外の目的で参加事業者に無断で使用しない。

(4) 本町に提出された提案書等は、返却しない。

#### 17 事務局（提出先）

担 当 課 長和町役場 町民福祉課

地球温暖化・景観対策担当（本庁舎 1 階） 担当：西田・宮下

住 所 〒386-0603 長野県小県郡長和町古町 4247-1 番地

電 話 0268-75-2081

F A X 0268-75-4011

電子メール kankyo@town.nagawa.nagano.jp